

1 趣 旨

名古屋市民御岳休暇村（おんたけ休暇村）（以下「休暇村」という。）は、平成29年度に長野県南部で発生した地震被害により、セントラル・ロッジが休館耐震改修工事を施した令和2年度に再開館を予定しているが、約3年に渡る休館による影響は甚大であり、休館前と比べて利用者の大きな落ち込みが予想される。

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「公社」という。）では、今後、地元にも埋もれている観光資源や文化・歴史的資源の掘り起こしと活用を図ることにより、事業を推進するとともに民間事業者を活用した効果的なPRを実施し、その認知度を向上させることにより休暇村への利用を促進し、再開館後のセントラル・ロッジ利用者年間1万5千人・キャンプ場利用者同5千人の達成に寄与するため、「休暇村利用促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 業務内容

本事業受託者（以下「受託者」という。）は本事業の趣旨を鑑み、自らの創意工夫とアイデアやノウハウを活用し、以下の業務内容を提案し実施すること。

（1）広報事業

インターネット等のサービスを活用し、主に若者やファミリー層をターゲットとした休暇村への誘客に寄与する効果的な広報を実施すること。

（2）誘客推進事業

広報事業と連携し、受託者の自由な発想と実行力により、地元にも埋もれている観光資源や文化・歴史的資源を活用した休暇村への誘客に資する事業を実施すること。

（3）GoTo キャンペーン事業

新型コロナウイルス感染症の流行により国内の経済不振対策として政府が挙げた経済回復活動の一部である「GoTo キャンペーン事業」を活用し休暇村への誘客に資する事業を実施すること。

（4）その他

受託者は、自らの専門的見地を活用し、本事業を通じたメディアの活用や効果的・効率的な広報活動の実現に向け、誘客に資するアドバイスを適宜行うこと。

3 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

4 委託料の支払

業務期間終了後に支払うものとする。

5 受託者の義務

(1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及び公社との協議により業務を行うこと。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、公社の承認を受けること。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、公社の信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。

(4) 情報管理

受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記情報取扱注意項目を遵守すること。

(5) 著作権等

受託者は、業務全般において、他者の著作権を侵害することのないよう十分配慮すること。なお、本事業における制作物は、公社が著作権を有するものとするが、公社と受託者の協議により、受託者が使用することも可とする。

(6) 妨害又は不当要求に対する届出義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、公社へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進

に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成31年4月1日施行）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うのものとする。また、適切な対応を行うにあたっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

（8）調整

本事業の実施にあたっては、事業に公社と十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次公社に報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。

（9）専任担当者

受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者を配置して公社との連絡調整、打合せ等を実施すること。

（10）経費

本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

6 提出書類

- （1）受託者は、別に定める様式により、契約後に着手届を遅滞なく公社に提出するとともに、業務完了後は業務完了届を公社に遅滞なく提出しなければならない。
- （2）受託者は本事業終了後、成果物として事業の効果検証を含む実施結果報告書を日本産業規格A4で10部作成して提出するとともに、報告書データを格納した電子媒体を1部提出すること。

7 その他事項

- （1）受託者は、公社や王滝村が実施する他の事業や王滝村で実施されるイベント等と連携し、最大の効果を発揮するように努めること。
- （2）受託者は、業務上において疑義が生じた場合は公社に報告し、協議の上で業務を遂行すること。